

第 15 回

熊本県議会

# 道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成21年12月11日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 15 回 熊本県議会道州制問題等調査特別委員会会議記録

平成21年12月11日(金曜日)

午前10時7分開議

午前11時22分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 地方分権改革推進について
- (2) 道州制について
- (3) 政令指定都市について
- (4) 過疎対策について
- (5) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(16人)

委員長 井手 順 雄  
 副委員長 佐藤 雅 司  
 委員 児玉 文 雄  
 委員 前川 收  
 委員 大西 一 史  
 委員 氷室 雄一郎  
 委員 松田 三 郎  
 委員 鎌田 聡  
 委員 九谷 弘 一  
 委員 小早川 宗 弘  
 委員 溝口 幸 治  
 委員 西 聖 一  
 委員 内野 幸 喜  
 委員 上田 泰 弘  
 委員 高野 洋 介  
 委員 増永 慎一郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策局

局長 安倍 康 雄  
 総括審議員兼次長 黒 田 豊  
 首席政策審議員兼

企画調整課長 神谷 将 広

総務部

部長 松山 正 明

次長 瀬口 豊

首席総務審議員兼

財政課長 田嶋 徹

税務課長 佐藤 幸 男

市町村総室長 楢木野 史 貴

市町村総室副総室長 五嶋 道 也

地域振興部

次長 松見 辰 彦

地域政策課長 小林 弘 史

健康福祉部

健康福祉政策課長 古森 誠 也

環境生活部

政策調整審議員兼

環境政策課課長補佐 松岡 大 智

商工観光労働部

首席商工審議員兼

商工政策課長 内田 安 弘

農林水産部

農林水産政策課長 白濱 良 一

土木部

監理課長 鷹尾 雄 二

教育委員会事務局

教育政策課長 松永 正 男

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 後藤 勝 雄

議事課課長補佐 徳永 和 彦

午前10時7分開議

○井手順雄委員長 委員の先生方、皆さんおそろいになりましたので、第15回道州制問題等調査特別委員会を開催いたします。

それでは審議に入りますが、本委員会に付託されている調査案件は、1、道州制に関する件、2、地方分権改革推進に関する件、3、過疎対策に関する件であります。

まず、執行部からの説明の後に一括して審議を行いたいと思います。

説明に当たっては、可能な限り簡潔にお願いいたします。説明は、着座のままで結構であります。

それでは、お手元の次第に沿って順次、説明をお願いいたします。

まず、議題1の、地方分権改革推進関係について、神谷企画調整課長お願いします。

○神谷企画調整課長 企画調整課の神谷でございます。よろしくお申し上げます。

まず、分権関係について御報告申し上げます。資料の1ページを、お願いいたします。

こちらが、これまでの分権改革の流れでございます。ゴシック体にさせていただいている右下の部分、こちらが前回の委員会からの主な動きでございます。分権委員会では、3次勧告、4次勧告の2つの勧告が出されております。政府と知事会、地方6団体の間の国と地方の協議の場、法制化されていないその前段階のものでございますが、開催されております。

あと、さらには地域主権戦略会議というのが政府に設置され、12月1日には分権改革の推進計画の構成案が示されております。順次説明申し上げます。2ページでございます。

こちらは3次勧告の概要でございます。こちらにつきましては、前回の委員会で素案を報告させていただいておりまして、内容はほとんど同じでございます。

加えられましたのが、第2章と第3章でございます。下の部分になりますが、地方自治関係法制の見直しということでございまして、教育委員会、農業委員会について必置規

制を見直すべきではないか、さらには財務会計制度について見直すべきではないかという内容が勧告に盛り込まれております。

右側の第3章、国と地方の協議の場の法制化では、分権の委員会としても国と地方の協議の場について法制化を目指すべきという内容が盛り込まれております。

続いて、3ページをお願いいたします。

第3次勧告で盛り込まれました義務付け枠付けにつきましては、政府の方で地方から強く要望のある104項目について、まず検討が第1段階として進められてございます。数字で申し上げますと一番左下の部分でございますが、全体の104勧告された事項のうち地方が要望しているもの104のうち、各府省から勧告どおり見直すとされたものは28にとどまっておるという状況でございます。勧告内容と異なる見直しのものが34、その他のものはゼロ回答といった状況でございます。なお現在も政府の間で調整が進められておるところでございます。

4ページは、勧告どおり見直すと各府省が回答したものの代表例を掲げております。中では、総務省の市町村の総合計画の義務付けを廃止するすとか、国土交通省で申し上げますと公営住宅の整備基準を条例に委任するといったことは、勧告どおり見直すと回答がっております。

5ページに移りまして、こちらは勧告内容と異なる見直しを行うと、各省から回答があったものの代表的なものでございます。

厚生労働省では、保育所などの施設の最低基準を条例へ委任すべきという勧告内容に対しまして、部屋の面積すとか人員の配置の基準というのは自治体が従うべき基準として引き続き残す必要があるといったような、勧告と異なる内容の回答がございまして、

国土交通省で申し上げますと、道路の構造基準で、安全面なり、交通の円滑性の確保といった基準は現行どおり残すという回答がなさ

れているところでございます。

6ページにまいりまして、こちらは第4次勧告の内容でございます。第4次勧告では、主に税財源ということ論点にいたしまして、当面の課題としてまず交付税の総額を確保、法定率の引き上げを検討すべきじゃないかといったことが勧告に盛り込まれております。そのほかにも、国の直轄事業負担金制度の改革ですとか国と地方の協議を早急に開始しようという内容が盛り込まれております。

右側が中長期の課題ということで、地方税制改革ということで地方税の充実、さらには望ましい地方税体系の構築を行うべきということで、当面、国と地方の税源配分を5対5というのを目標に取り組んでいくべきではないか、地方消費税も充実すべきであるといった内容が盛り込まれてございます。

これまで第1次から第4次まで4つの勧告が出されておりますが、この第4次勧告をもって分権改革推進委員会としての最終勧告である、今後この委員会は監視するための機関として残るとということで、委員会としては引き続き進捗状況を注視していくという体系になっております。

続きまして、7ページでございます。こちらの、これまでの分権改革推進委員会の勧告なども踏まえまして、これは政府として分権改革推進計画というものを、具体的な期日は未定でございますが、政府として計画を定めていくという中の構成の内容でございます。

この中では、まだ具体的な内容は盛り込まれてはございませんが、まず1点目として義務付け・枠付けの見直しを計画として盛り込む、2点目として、国と地方の協議の場の法制化そういったものも盛り込む、第3番目として、今後の地域主権改革は、国に設置した地域主権戦略会議で進めていく、この3つを主要内容として必要な計画を定めまして、その後次期の通常国会に関係する法律の改正案を提出するという流れになっております。

8ページでございますが、このほかに現政権におきます分権政策にかかる主な動きをまとめております。

まず1点目が、国と地方の協議の場、こちらが11月16日に開催されてございます。まず1回目の会合が持たれたということで、地方側から協議の場の法制化に向けた作業チームを提案したところでございます。

続きまして、9ページでございます。

こちらは、11月17日に政府に地域主権戦略会議が、総理大臣をヘッドにした組織が設置されてございます。今後、この会議を中心に地域主権改革の具体化が図られることとされてございます。

10ページにまいります。

全国知事会の主な動きでございます。全国知事会では、新政権の重要な政策課題について、知事会として積極的に提案を行っていくために、9つのプロジェクトチームを設置しております。その中で地方分権関係の主なプロジェクトチームは、ここに書いてございます4つでございます。国と地方の協議の場の法制化のプロジェクトチーム、国の出先機関原則廃止のプロジェクトチーム、あとは、一括交付金ですとか直轄事業負担金制度改革、これについてもプロジェクトチームで検討を始めてございます。

その中でも、11ページと12ページで、国の出先機関の原則廃止、熊本県にも大きく関係してきますので、概要を報告させていただきたいと思っております。

全国知事会として、政府から国の案を待つのではなくて、知事会から積極的に提案していくという姿勢で、国の出先機関廃止のプロジェクトチームが動き出しております。

その中で取り組みの方向性としていたしまして、まず知事会として国の事務を厳格に仕分けをしていく、国が絶対やらなければいけないもの、さらには民間に委ねることができるもの、そういったものを厳密に仕分けをし

して、地方でできることは地方ですべて取っていくというような姿勢で進める。その際、具体的に地方が受け取る際にどういった体制で臨めばいいのかということも、しっかり提言していこう。そのとき、地方の都合のいいものだけもらうのではなくて、すべて何でももらうというような強い意思で、両論併記型の提言はやめようということによってやっております。

12ページで、その具体的な詳細を細かく書いてございます。こちらにつきましては、かなり細かくなりますので説明は割愛させていただきますけれども、今後このプロジェクトチームを中心に具体的に地方として国の出先機関原則廃止をどう受けとめていくか、そういった検討を進めていく予定でございます。

続きまして13ページと14ページ、こちら参考になりますけれども、九州と熊本におきます国の出先機関の現状をまとめてございます。

13ページは、分権委員会の第2次勧告で見直す対象になった15系統の機関でございます。こちらを合計いたしますと、九州全体で1万4,600名程度、熊本県内では2,300名程度の国の機関の職員がおるという状況でございます。

その14ページは見直し対象とされなかった機関で、この中で原則廃止とうたわれておりますが、どれだけ地方にくるかはまだ今後の議論になりますけれども、そこにも1,400名ほど熊本におきまして、全体で国の出先機関の職員が熊本県内に3,700名おるといったような現状でございます。

駆け足でございますが、分権関係については以上でございます。

○井手順雄委員長 次に、熊本合同庁舎関係について小林地域政策課長にお願いします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございま

す。よろしくお願いいたします。

熊本合同庁舎につきまして、資料の17ページ、18ページをもとに御説明させていただきます。

まず17ページでございますが、現在、国の出先機関の見直しが議論されております途上にありますことから、今年度に完成予定のA棟については、本体工事がほぼ完成しているものの内装工事が一時中止されているという状況でございます。

また、平成24年度に完成予定のB棟につきましても、来年度の予算の概算要求が見送られているという状況でございます。

続きまして、熊本合同庁舎整備にかかる要請活動について説明させていただきます。18ページをごらんいただきたく思います。

10月6日には、原口総務大臣に、14日には前原国土交通大臣に本県の蒲島知事が直接面会し、合同庁舎の着実な整備を要請したほか、11月19日には岡本九州地方整備局長に対しましても同様に、着実に整備していただきたい旨を要請しているところでございます。

また、12月5日に行われました県選出国会議員との意見交換会におきましても、現状を報告いたしますとともに合同庁舎の着実な整備を要請したところであります。出席された国会議員の先生方自らも、合同庁舎について言及があり、幾つかコメントを紹介させていただきますと、A棟だけではなくて、A棟、B棟の2つを早期に整備していくという1つの方向性を見出していきたいですとか、合同庁舎の整備は熊本城の周辺整備と一体となっており、何年も何年も先延ばしすべきでない等、建設を促進すべきという趣旨の御発言をいただいたところでございます。県といたしましても合同庁舎の整備が進むよう、今後ともさまざまな機会を活用して国や地域主権戦略会議等に対して働きかけていくことといたしております。

合同庁舎関係は、以上でございます。よろ

しく、お願いいたします。

○井手順雄委員長 次に、2の道州制について神谷企画調整課長にお願いします。

○神谷企画調整課長 続いて、道州制関係について御報告申し上げます。資料の21ページをお願いいたします。

道州制につきましては、政権交代したということもありまして、大きな動きはございません。この10月と12月にゴシックで書いてある部分が、主な動きといえるものでございます。

22ページを、ごらんいただきたいと思います。

原口総務大臣が、道州制のタスクフォースをつくるという発言を記者会見でなされております。こちらにつきましては、経団連の御手洗会長などが、道州制についてもしっかり議論するべきではないかという提言を受けまして、総務大臣としても、それは共通のタスクフォースをつくって研究していこうということが御発言されてございます。

こちらにつきましては、現段階ではまだ具体的なタスクフォースの立ち上げとかそういった情報は入っておりませんが、この動きを注視してまいりたいと思っております。

続きまして、23ページをお願い申し上げます。

道州制、分権も含めまして今後具体的にどうなっていくかということ、県民ですとか関係団体の皆様に説明していかなければならないだろうと思っております。まず12月2日、先週でございますけれども「熊本テルサ」で道州制のシンポジウムを開催させていただきました。こちらにつきましては、各委員多くの方に御参加いただきまして、本当にありがとうございます。400名程度の御参加をいただきまして、知事ですとか元官房副長官の石原さんから御講義をいただいたところ

でございます。

下になりますけれども、毎年度開催してございますが、地方分権と道州制について周知を図るという意味で、県内の各ブロックで市町村の職員ですとか経済団体の職員の方を対象に、県の方から現状ですとか今後の見通しなどを御報告するセミナーを開催したいと思っております。

続きまして24ページからでございますが、政策連合について御報告させていただきたいと思っております。こちらは、前回の委員会の場で氷室委員の方から御指摘があったものでございます。

政策連合と申しますのは、経緯・目的を一番上でまとめてございますけれども、九州地方知事会と九州地域戦略会議で「九州はひとつ」という理念を具体化していく1つの取り組みでございます。平成13年6月から取り組みを始めまして、県の枠にとられない広域的な枠組みについて検討を進めておるところでございます。

これまでの主な成果といたしまして、産業廃棄物税の導入、これは平成17年4月から一斉に導入してございます。さらには、森林保全に関する税の導入、本県も導入しておりますが、沖縄県を除く各県で随時導入を進めたところでございます。さらには、熊本県を含みます3県で身障者用の駐車場利用を相互にやろうということで、協定を締結した、こういったものが主な成果として挙げられます。

現在、取り組み中のものといたしまして、来年の上海万博への取り組みですとか九州観光推進機構におきます一体となった観光施策の展開に取り組んでおるところでございます。

25ページ、26ページで、これまでの政策連合におきます取り組みを一覧でまとめてございます。

主な成果、現在の取り組みの内容は、先ほ

ど申し上げたとおりでございますが、全体で38項目の取り組みを進めてきたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 続きます、政令指定都市関係について榑木野市町村総室長にお願いします。

○榑木野市町村総室長 市町村総室長です。

政令指定都市関係につきまして、御説明させていただきます。資料の29ページを、お願いいたします。

大きなⅠ、政令指定都市移行に向けた取り組みの状況についてでございますが、去る10月16日に、城南町と植木町を熊本市に編入する廃置分合についての総務大臣告示が行われまして、来年3月23日の合併がこれで確定をいたしました。

これに先立つ10月6日には、知事が原口総務大臣に対し、熊本市の合併と政令市への円滑な移行について支援・協力を要請いたしました。原口大臣からは、支援していく旨の回答をいただいたところでございます。

熊本市は平成24年4月の政令市移行を目指し準備を進めておりますけれども、その1つとして、去る10月27日に県と市で政令指定都市移行県市連絡会議を設置し、県から市への事務権限移譲についての協議を始めております。県としても、引き続き政令市移行に向けた諸準備が円滑に進められますよう、できる限り支援してまいります。

次に大きなⅡ、政令指定都市移行県市連絡会議についてでございますが、まず会議の体制と主な協議項目ですけれども、資料の30ページをごらんください。

この連絡会議は、移譲事務に係る県と市の各部長で構成しております。なお、会長は熊本市の企画財政局長、副会長は県の総

務部長としております。

この連絡会議の下に幹事会と分科会を設けておりまして、まず各分野ごとの分科会で担当課、部局レベルの協議を行うこととしております。この分科会で、協議が未了となった事項については、その上の幹事会で協議・調整し、最終的には連絡会議に付議するという形で協議を進めていくこととしております。

主な協議事項につきましては、一番上の二重丸の連絡会議という、そのメンバー表の下に記載しておりますけれども、県から市への事務権限移譲に関する協議、それから県から市への事務権限移譲に伴う財務に関する協議、その他として事務権限移譲に伴う人的支援等について協議していくこととしております。

次に、事務権限移譲の協議対象となる事務数ですけれども、恐れ入りますけれども資料の29ページにまた戻っていただきまして、まん中よりもちょっと下の方ですけれども、ここに分科会及び事務移譲区分ごとの事務数の一覧表を掲載しております。これは、あくまでも現段階での事務数ということになりますけれども、全体で340事務を協議の対象としております。

各事務の内容を詳細に区分した数を項目数として整理しておりますけれども、この項目数につきましては、今後の県・市協議の中で根拠法令等を精査し算出することとなりますが、他県の例等により1,000から1,500の項目数になると見込んでおります。

市町村総室からの説明は、以上です。

○井手順雄委員長 最後に過疎対策について、小林地域政策課長お願いします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。

過疎対策関係につきまして、前回からの変更点を中心に御説明させていただきます。資

料の34ページを、お願いいたします。

4の、これまでの主な取り組みと今後の主な取り組み予定でございますが、10月8日に、県議会の方で可決をいただきまして、衆参両院及び関係大臣に対しまして新法制定に関する意見書を提出させていただいたところでございます。

また同じく10月31日には、県選出国會議員、県議会議員、関係市町村長等約300人の参加を得て、新過疎法の制定実現を求める熊本県総決起大会を開催し、新過疎法の制定を求める決議を行ったところでございます。決議文の写しにつきましては、37ページから39ページに掲載されておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

また11月4日には、全国過疎地域自立促進連盟の主催によります新過疎法制定促進総決起大会に参加し、大会終了後、県選出国會議員に対して要望活動を実施したところでございます。こちらの決議の写しにつきましても、40ページ、41ページに掲載されておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、5の新法制定に向けた国等の主な動きについてでございますが、まず(1)の政府・民主党の動きから御説明させていただきます。

10月15日になされた総務省の概算要求におきまして、新たな過疎対策の推進など、安心して暮らせる地域づくりが、主要事項の1つとして盛り込まれたところでございます。

また、34ページから35ページにかけまして、原口総務大臣や鳩山総理大臣が国会等の場において過疎に関して発言された内容について、主なものを記載させていただいているところでございます。

御案内のとおり現行過疎法は今年度末で失効いたしますが、絶対に切らしてはならない旨の発言が10月28日には鳩山総理から、11月5日には原口総務大臣からそれぞれあつているところでございます。

また地域指定につきましては、11月6日に原口総務大臣より、現在、過疎指定を受けているエリアはそのまましつつ、新たなエリアも加えバージョンアップしたものを全党派の議員立法で成立させることが望ましい旨の発言があつておるところでございます。

さらに、過疎対策事業債につきましても、ソフト事業に使えるようにしたい、また基金をつくり医療対策等に使うなど、柔軟・拡大の方向でいけたらと考えている旨の発言があつておるところでございます。

また11月18日には、35ページになりますが、小沢幹事長と原口総務大臣が会談し、現行の過疎法を3年程度延長する法案を来年の通常国会に議員立法で提出することで合意したとの報道があつておるところでございます。

次に(2)の、自由民主党の動きについてでございますが、10月28日に行われました過疎対策特別委員会では、これまで自民党として議論してきたものを法案として出すことが大切であるとの意見が出され、臨時国会中に法案を提出できるよう準備を進めることで一致をしたところでございますが、現在、調整中ということとなっております。

その後11月5日には、全国過疎地域自立促進連盟から意見聴取を実施したほか、11月18日には大島幹事長より、政権にいた知恵と力を使って対案をつくる旨の発言があつておるところでございます。

次に(3)の公明党の動きでございますが、10月28日に過疎法見直しプロジェクトチームを設置し、11月18日には全国過疎地域自立促進連盟からヒアリングを実施しているところでございます。

(4)の全国知事会等の動きにつきましては、10月26日に九州地方知事会におきまして、新たな過疎法の制定に関する要望を決議したところでございます。

決議の趣旨につきましては42ページに掲載



されておりますので、こちらも後ほど御覧いただければと考えております。

(5)の全国過疎地域自立促進連盟の動きにつきましては、既に説明させていただいた部分と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

過疎対策については、以上でございます。よろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。何か御質問はありませんでしょうか。

○前川収委員 地方分権推進計画というんですか、最初のやつですね、この中で知事会も頑張って、国の出先機関廃止プロジェクトチームというものでお作りいただいて、さっきの説明では、とにかく徹底的にやるというようなお話、両論併記はしないというような覚悟を持ってやられるという話が片方にありますね。もう一方ではA棟、B棟の話がありますね。出先機関が廃止されれば基本的にはだれも入らない空き家になりますから、全部はあれとして、すべてではないかもしれませんが、主な利用目的がなくなるという前提があるわけですね。僕はA棟、B棟は絶対つくらなければいけないという気持ちを持っておりますし、ぜひそうしていただきたいと思っています。

それから地方分権についても、出先機関の廃止という部分については、例えば川辺川ダムの問題、国交大臣が廃止する、つくらないとおっしゃった以上、川辺川はいまだに県管理なんですね。球磨川本流というのはこれは国交省管理ですけども、川辺というのは一定区間は県管理。ただダムができるところだけが国交省管理というふうになっていますけれども、これは僕の持論なんですけれども、国がダムをつくらずに治水対策をやるという

話を言われたのであれば、その県管理区間はぜひ国に取っていただきたい、国の責任において治水対策をやってもらいたい。ダムはつくらないと大臣がおっしゃって、何か洪水があったとき、管理はこれは県ですから県が責任を持ってやってくれと言われたって、こちらはたまったもんじゃないわけでありましてから、そういう部分から見れば、分権推進というのはわかりますけれども、しっかり1点1点で見つめていかないと私はとんでもないことになるというふうに思っています。それは例えですね。

もっと例えじゃないものとして自己矛盾をはらんでいるのがA棟、B棟、これはプロジェクトチームまでつくって出先機関廃止プロジェクトチームを全国知事会がおつくりになって、とにかく廃止しましょうという一方で、A棟、B棟はつくってください、その主な目的は国の出先機関がそこに移転していただくという話、もちろん熊本城の問題等々もありますから私は賛成であります。しかし知事として知事会として同等の行動を、おつき合いでやられているのかもしれませんが、これはやっぱり自己矛盾を大きくはらんだ行動だと思います。これは、私が逆に国の立場であれば、あんたたちは地方は出先機関を廃止してくれと言ひ、そこに入る出先機関を廃止して、でもA棟、B棟はつくってくれというのは、それは筋が通らんでしょうという話になるのはこれは当たり前でありますから、熊本県として知事として全国知事会の中でそういう仕切りをやっていらっしゃるのか。全国知事会がやられるのはいいけれども熊本県は違いますよということは、はっきりおっしゃった上でやっていらっしゃるのか、どう整理されているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○神谷企画調整課長 企画調整課でございます。

前川委員御指摘のとおり、分権と合庁というのは論理的に矛盾しているというその受け取り方というのは、普通そうだろうと思っておりますが、県としては地方分権は進めなければならない、国の出先機関は原則廃止ということについて反対という立場ではございませんが、我々としても考えていますのは、出先機関が廃止されたとしても、その機能はどこかが果たさなければならないと思っております。それでプロジェクトチームの方で、本当に国に残すべきものは残す、そこは国と地方の役割分担をしっかりと議論しないと、先ほど川辺川の話もございましたけれども、そこは役割分担をはっきりさせていく中で整理をしていくものだろうと思っております。

先ほどの合庁に関して申し上げます、その機能は残るわけでございます。政権の方も生首は切らないという話もございますので、そういった機能を果たすべき執務する場所というのは引き続き必要ではないかなと思っております。

そういう中で、知事会のプロジェクトチームの中でも出てきておりますけれども、その受け皿として広域連合というものが今後クローズアップされてくるんじゃないかなと思っております。今後、まだ知事会のプロジェクトチームの動きも見ていかなければなりませんけれども、合同庁舎の方で、例えばその広域連合を熊本の合同庁舎に拠点を置いていただくとか、そういったことも考えられるのではないかなと思っております、国の出先機関廃止後の受け皿についての検討を進めておるところでございます。

○前川収委員 今の説明では、非常に苦しい説明だと。私が聞いても苦しいなと思っておりますから、相当に苦しいと思えますよ。これ国がその出先機関を廃止することが前提だということで皆さん方が行動を起こす、皆さん方がというか知事会が行動を起こしてい

らっしゃって、その中で蒲島知事も同等の考えで同調なさってやっていらっしゃるんでしょうと言われたときに、それはそうですと言いながら、ではだれが入り何をするのかと言われたとき、例えば、おっしゃった広域連合的な広域政策連合というものが入るとすれば、それは仮に国がつくらなければ、国が協力しなければならぬんですかという議論が必ず生まれて、これは九州道を目指すのだったら、道としてやられるか、もしくは九州各県が協力し合ってそれをやるということに必ず議論は変えられていくというふうに思いますので、ここはもう1回きちっとした理論構成をしないと非常に難しいと思います。その理論構成をする上において、熊本県の立場は全国知事会が右を向いたからといって全部右向けなんていうことじゃないんでしょう。

（「それは、そうですね」と呼ぶ者あり）

では熊本県の立場というのは、そのA棟、B棟をつくることもいいというものに主眼を置くのか、もしくは全体の流れの中に従うのか、これは政治判断を大きく図らなければならない、議会としてもやっぱり議論をしなければならない部分だと思っております。

これはもう、地方分権というのは全部一くくりの中で話をされていますけれども、いい分権と悪い分権とがあると私はいつもここで言っているんですけども、何でもかんでも「分権」と言えば全部通るんだというような空気があることをやっぱり検証しながらやっていかなければならないと思いますから、今課長に答えてくれと言ってもたぶん難しいでしょうけれども、A棟、B棟の建設を求めていく過程において、この問題というのはきちっと県も整理してほしいと思いますし、我々議会としてどう整理するか、僕自身は整理していますけれどもね。個人の考え方としては、そんな分権なんて闇雲にやるべきじゃない。いい部分は残していかなければいかん。分権は反対とまでは言いませんけれども、熊

本にとって悪い分権はする必要はない。地方のために分権をやろうと言っているのに、地方である熊本にとってよくない話であれば、そんなのは受け入れる必要はないというふうに思っていますけれども、そういった部分の議論をして、次の委員会か何らかの形でA棟、B棟をつくってくださいという背景の中で、その知事会の動きとの整合性というものをつくってください。お願いいたします。

○井手順雄委員長 要望ですか。

○前川収委員 要望じゃなくて、部長か何かにか、整理すべきかどうかということを書いていっていただくのかどうか、その辺の考え方を聞きたいですね。

○安倍総合政策局長 確かに合庁の建設と分権の進め方の中でのそういう広域連合のあり方等についての関連でございますけれども、これは知事ともいろいろ協議している中でも出ますのは、やはり熊本県としてはこれまでの熊本駅周辺整備の観点の中から、合庁の建設はやはり最優先の課題として取り組んでいくべき問題だろうということで、これは変わらない意見だと私どもも思っております。

ただ、その中で、今進められておりますような、そういう二重行政の解消であるというような問題等がある中で、地方分権を進めていく上で国の事務をどうやって地方が受け入れていくのか、そういう形については、委員もおっしゃったように、どういう形が望ましいのかというのは、ちょっと今の段階でどうというのはできませんけれども、そういう中の1つの形としての広域連合というものの名前があがっております。私どももイメージ的には市町村からの共同事務を処理するような一部事務組合というのが存在しておりますけれども、そういうような形のものが広域連合あたりでは考えていくのかなというのは1つ

の考えとしてあると思いますけれども、いずれにしても委員がおっしゃいましたとおり、本県としては合庁建設推進、それと今後のそういう国の出先機関との関連性、そういうものについてももう少しきちとした県としての意見あたりを公式の場で整理したものを示せるように、我々の内部でも検討させていただきたいと思います。

○前川収委員 はい、よろしく申し上げます。

○鎌田聡委員 今後の整理ということですが、整理する前にそのA棟またB棟も建ててくれと、非常に乱暴と言っははいけませんけれども、前川委員から今お話があったように、国からするとどうということだろうというような矛盾を非常に感じるんですね。その広域連合で出先機関の業務を請け負っていただくというお考えも示されておりますけれども、これは全国知事会ではまだ議論になってないと思いますが、せめて九州内だけでも、何かそういった気持ち合わせというのはできているのでしょうか。

○神谷企画調整課長 先ほど御報告の中で政策連合というものを御報告させていただきましたけれども、それとの関連で、まだ九州知事会の場で正式にその広域連合について議論が始まっているという段階ではございませんが、各県の知事ともそういう国の出先機関を廃止する場合には受け皿というのは何らか、すべて都道府県で受けるというのではなくて、広域的に処理するものも残るだろうという発言がございますので、今後その九州知事会の場で議論を進めていかなければならないと思っております。

○鎌田聡委員 では、もう少し具体的に聞きますけれども、合庁に入る予定のところは、

熊本県だけではなく九州広域での業務をやっていくところということで理解していいんですか。

○神谷企画調整課長 合同庁舎に入ります中では、熊本労働局など県単位の機関もございます。それは恐らく広域連合というものにはなじまないだろうと思っております。ですから、すべてが広域的というわけではございません。ただ国の機関でございますので、広域的なものがほぼ大半を占めるという状況でございます。

○鎌田聡委員 大半を占めるんですかね。

○神谷企画調整課長 17ページの中で申し上げますと、A棟の部分に書いてございます九州の通信局、財務局、農政局、このあたりは九州全体なり南九州なりを広域的に見ている機関でございます。先ほど申し上げました労働局ですとかは、熊本県内を対象のエリアにしてございます。あと営繕事務所ですとか地方气象台、こちらは九州地方整備局などの九州の統括機関のさらなる出先という位置づけでございます。右側のB棟につきましては、自衛隊につきましては熊本の地方協力本部でございまして、国税局は熊本を含む4県が対象エリアで、前についているこの4つにつきましては、熊本を対象エリアにしてございます。その下の九州農政局、九州地方環境事務所につきましては、九州全体を対象にした機関でございます。

○鎌田聡委員 広域的にやっているところを合計すると、そこまで2棟分の人数が要るのかなというふうに思いますけれども、見直し対象以外のところを含めると、やっぱりかなりの人数になってくるとは思いますけれども、もう少しその辺の将来展望というか出先機関に対して、廃止に対して熊本県がどう対

処していくのか、九州内でそれにどう対応していくのかということを見ないままに、ただ単に合同庁舎の建設だけを求めても非常に説得力に乏しいというふうに思っていますので、また後ほどの意見書の中でも議論させてもらいますけれども、先ほどの意見とかぶりますけれども、やっぱり県としてどうしていくんだという方針を立てなければ、なかなか難しい話になっていくんじゃないかなと思いますので、次回の委員会で出されるということですから、そこはやっぱりきちんと出していきたいと思えます。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○児玉文雄委員 A棟、B棟いろいろ議論されておるけれども、A棟は現在建っておるわけですから容積も面積もわかっているけれども、A棟ではどれくらいの収容があるのか。先ほど言われたのが、今、出先機関が3,700余の人員がおると。だから例えば、こちらのA棟だけでは収容しきれないということになればB棟、またB棟もA棟と同じような大きさになってくるのか、そこらあたりが我々は全くわからないんですが、ここには地上12階、地下1階、約2万6,000平米と書いてあるんですよ。これは事務棟だったら、2万6,000平米だったら大体どれくらいの収容ができるんですか。

○小林地域政策課長 地域政策課でございませう。

現在の入居予定で申し上げますと、新熊本合同庁舎のA棟には約1,090名が入居して勤務する予定ということになっております。

○児玉文雄委員 だから、収容可能な人員ですよ、可能な人員。結局は、そこに入れる人員ではなくて、いろいろの面から大体計算できるはずだ。それがなくてA棟、B棟をただ

つくってくれつくってくれという議論をするのもいかなものかと思うんだよ。私は、そこはある程度考えた上でやらないとですね…。収容可能であるかということですね。

○前川収委員 その資料はたぶんないんだと思いますけれども、それはまたちゃんとして。

私が言いたいのは、基本的にはA棟、B棟は必要だということです。これは今までの流れの中で熊本城も再開発も含めて、再建計画も含めて長いスパンで計画されてきたものであって、熊本の最重要課題だとさっき政策局長もおっしゃった。そのとおりだと私も思っています。

ただ、そういうことを熊本県の政策としてきちっとやろうとしている中であって、知事会の一員である知事が、知事会が右にと言うからといって、自分のところの課題のことまで整理せずに知事会の流れの中で動くのはいかなものかということなんです。知事会は全会一致なんですか、それともどうなんですかね。私は、知事会がどう言おうと私は違いますということをはっきり言えば、これは熊本県の立場ははっきりするわけですよ。逆に、僕はそう言ってほしいですよ。知事会が全部廃止すると言っても、いや熊本県はそうじゃない、熊本県は必要な出先機関は残してほしいと思っていますとさえいいいわけで、知事会の法定根拠は知りませんが、47都道府県が全部一緒になければならないなんて、どこにも法律にも書いてないわけですから、そのところのやり方、整理をしてもらわなければいけないと思っています。

それから全国県議会議長会もあるんでしょうけれども、そこはどう動いているのか、表舞台にはまだほとんど出てないようですが、地方6団体の主役は知事会ですから、その知事会の意向というのは非常に大きく響くわけですよ。知事会の意向が全部我

々と同じ意向なんだと、みんな見てしまうわけですね。知事として、そうじゃないというメッセージを出していいじゃないですか。熊本県は違う。法律違反でも何でもないのでから。A棟、B棟を求めるときには、そのくらいの覚悟を持たなければいかんということです。

○安倍総合政策局長 ただいま前川委員からそういうお話をいただいていますけれども、確かに知事会の中で今回いろいろなプロジェクトチームを組んでおります。今回、知事がメンバーで入っておりますのは、行革プロジェクトチームに入っております。

この出先機関のプロジェクトには本県の知事が入っているわけではございませんけれども、それぞれのプロジェクトチームに対して本県としての考え方、そういうものは意見として提出できる機会を与えられておりますし、我々もそういうものを各プロジェクトチームに伝えてきております。

そういう点で、この合庁建設について本県の課題の1つであるということについては、御意見として申し上げはしているところではございます。ただ、きちっとした形でどうかと聞かれると、ちょっとまだ確認はいたしておりませんが、そういう意味では知事からもお話しはしていると思っております。

○前川収委員 だから、そこはちゃんと県民に向けても我々に対しても説明ができる形で、全国知事会で発言してもいいじゃないですか。「私は違います」と言えばいいんだから。だれも悪いことじゃないですよ。それは熊本県の最大課題だと今おっしゃったわけですから、そういう認識を持つのならそういう認識に基づいて言えばいいわけですから、そういう整理をしてほしいということです。以上です。

○井手順雄委員長 先ほどの児玉委員の話が途中で……。結局、A棟1棟に全部入らないのか、できないのかという意見だったと思いますが。

○児玉文雄委員 可能な人員というのがなくて、A棟、B棟とかいろいろ協議をするのはおかしい話なんだよ。

○井手順雄委員長 その辺でわかったら、小林課長お願いします。

○小林地域政策課長 A棟とB棟の入居可能数につきましては……

○児玉文雄委員 いやいやA棟は今どれくらい……2万6,000平米と書いてあるから、どれだけの収容能力があるか、人員能力があるか。あなたは、さっき1,000何人が入る予定だと言うけれども、ビルでもつくるとき、これは民間でも一緒だが、これだけの面積があるからどれだけの売り場面積が取れるとか、これは商業施設だけれども、ビルの場合はどれだけの収容能力があるからこれだけのビルをつくれればいいと、そこらあたりの基本がはっきりせんのに、A棟とB棟とばかみたいなことを言っておっても、どうにもこうにもならんじゃないの。

○井手順雄委員長 何かありますか。

○小林地域政策課長 A棟につきましては、建設の段階でまず希望を取りまして、6官署ここに入るといって進めております。そして当時はまだ出先機関の場合はそこまで議論されておらなかったわけでございますので、先ほどちょっと説明が足りませんでした。1,090という人間がこの合わせた6官署分の人間でございまして、それを持ってくるという前提で2万6,000という面積をつくっ

たところでございます。現在は17ページの出先機関の対応方針のところを書いてございますが、現在は出先機関の見直しの議論を受けまして、計画規模の縮小ですとか間仕切りの工事を中断して、そのような中で入居できるように、例えば官署の入居人員が減ったとしても対応できるような形で工事の方を進めていくということで伺っております。

○児玉文雄委員 県も旧庁舎、新庁舎建物があるわけですよね。新庁舎をつくる時は、前では入りきらないから、これだけの収容能力のある建物をつくるという計画のもとにこれはつくってあるはずなんだね。ただむやみに何団体が入るからその結果が何人であったということじゃなくて、今、県としてはどれだけの面積が必要であるかということに基づいて新庁舎あたりはつくるはずなんだよね。そこらあたりがわからんというのは、これは基本的な考え方ですよ。国とえば、それでもう終わりだけれどもね。だから、これは国の建物ですから県とは関係ありませんと、わからんなら、そこまではっきり言いなさい。

○井手順雄委員長 調べてから、また御連絡申し上げますということだな。コメントは、まだ何かありますか。

○松見地域振興部次長 申しわけありません。ちょっと説明がまずかったかもしれません。これをつくる段階で当然国の方で、それぞれこの合同庁舎に入る希望を各官署にとって、それぞれ必要な面積を出させて、その上でA棟、B棟を計画してつくっておりますので、先ほど言いましたようにA棟では今の予定では1,090名が全部入る、そしてB棟の方では755名が入る。そしてB棟の方にはそのほか、いわゆるサービス業の施設とか職員のための施設等も入りますので、そういうのも設計の上で取った上で計画されているところ

でございます。

○児玉文雄委員　そういう計画をした上で、どうしてもA棟、B棟が必要であるということが算出されたならば我々も、B棟も用地もあるわけだから、ぜひ当初計画のようにつくってくれという意見書でも出すのが当然な形なんだ。それなのに、この1棟にどれだけの人間が入るのかもわからなくていろいろ言うのは、もう本当に議論も何もせずに何を考えておるかと言いたいわけですよ。

○大西一史委員　今、合同庁舎のA棟、B棟の議論が白熱してしまっていて、これはもう私は随分前から、もう皆さん御承知のとおり一般質問あるいは代表質問でも取り上げさせていただいたんですけども、まず、私は前回の委員会でも申し上げましたけれども、前々回もそうですけれども、その土地取得の経緯ということを考えれば、まずその機能云々で、国の出先機関の見直しということと自己矛盾をはらむということは前川委員が御指摘のとおり、確かにそのとおりなんですけども、そもそも国の責任においてこの場所を合同庁舎にする予定だったと、それが今の見直しの中でこういう形で今中断されておるといようなことなわけですよ。だから、とはいえあそこは国の土地になってしまっていて開発をしているということを考えれば、熊本駅周辺整備のそういう賑わいを失わないように、そしてまた国の責任において、きちっとした開発整備をされるように申し入れをしていくということは、私は当然なことだと思います。その話と、確かにリンクはするんですけども、この国の出先機関の見直しの話というのは、またそれを同時並列で議論をしていくと、これは非常に「もう、できない」という話になってしまう、論理的にはできないという話になってしまう。

ですからやっぱり、私は熊本市選出の議員

でもありますし、あの辺の土地の取得経過やあるいは賑わいを駅周辺に、そういったビジネスの拠点を設けて賑わいを創出するということを考えれば、そういう方向で国の土地を有効活用してもらうように、仮にこれが中断とかそれから――今は中断しておる状況ですけれども――やはり国の責任において、やっぱり有効活用策を示してくださいということを私は言うべきではないかというふうに思いますが、その辺はどう思われますか。一応A棟、B棟をそのまま今つくってくれという話だから、それは筋違いだろうという話になるわけですけどもね、どうですかね。違うアイデアを国の方が出してくれということもありなんじゃないですかね。今そんな話をするとならぬよという話にならないと私は思いますがね、国の土地を有効活用するということですから。どうでしょうか。

○小林地域政策課長　議員御指摘のとおり、合同庁舎の建設につきましては県、市が土地を仲介するような形で国に転売したということもございますので、国の方には一定の責任があるというふうに考えております。

ただ、現在計画がまだ、今一時見直しということで計画自体がなくなったような状況ではございませんので、まだそのような段階にはないのかもしれませんが、仮定の話になってしまうかもしれませんが、そのような場合には国に対しては、一定の責任ある対応を求めていくというのは当然の立場じゃないかと思っております。

○大西一史委員　それで、そういうことを示してもらおうということは、当然もう今から求めていかないかというふうに思いますが、例えば、今、国の機能がどうなるか今はわかりませんが、ここ1年、2年、少なくとも新幹線開業までの間に、そこが大きく廃止されるところかということに果たしてなるのかどうか

というのは、私はちょっと疑問があります。そんなに簡単にはいかないと思います。ましてや、先ほど機能は残るということを神谷課長もおっしゃった。そうであるならば、私は思うんですけども、例えば今福岡に国の出先はたくさんありますよね。九州地方整備局なんて、まさに福岡の一等地というところにありますよね。今、何人いるんですかね、福岡の九州地方整備局は。

○神谷企画調整課長 お手元の資料で申し上げますと、13ページになります。全体で3,246名になってございます。これは各出先の各県にある事務所も合わせた数でございますが、すみません今手元に正確な数字はございませんけれども、恐らく1,000から2,000の間は福岡の合同庁舎に入っておるものと思います。

○大西一史委員 例えば、例えばですよ、これは仮定の話は今ここであれこれしてもいけないけれども、福岡にあるそういう出先を、どう配置するにしても、ぜひ熊本に一旦移してくださいと、そして福岡の土地を逆に売却することによって、もっと有効活用ができるんじゃないかとかね、例えばそういうアイデアということも言ってもいいんじゃないか。それは経済産業局だって当然福岡でしょう。それから、ほかにもいろいろありますよね。そういうものを集約すると、道州制の州都だということを知事もおっしゃっておることを考えれば、それが国になるか県がどうするかということは別にしても、そういうところまでまだ今の段階では議論できないかもしれないけれども、将来的には国の有効活用策の中では、だから要るんだということは言ってもいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。今、私が言ったようなことは、どう感じますか。

○神谷企画調整課長 まさに、今、大西委員がおっしゃったようなアイデア、私どもその広域連合というのは、道州制が今とまっておりますけれども、将来実現するかどうかわかりませんが、仮にその州都という話をするときには、この広域連合の段階から熊本の立場というか、そういう九州の拠点性を持ってくるんだという立場を表明していくべきではないかと内部では議論しておりますけれども、これから外にどう出していくかとかは現状でも意思決定しておるわけではございませんが、一応そういった議論もしておるところでございまして、具体的にどう動かなければいけないのかというのは、もっと詰めてまいりたいと思っております。

○大西一史委員 一応そういう内部的ないろいろな話をやっているのであれば、ぜひそういう……役所が来るのがそれ自体夢のある話かどうかはちょっとわかりませんが、少なくともそういう雇用の場が熊本にたくさんできるということは、それはいいことですから、そういうことも考えてもらいたい。それで、なおかつほかにアイデアがあれば、県からもっと違うアイデアを言っていくということも、やはりこれは9月の代表質問でも自分の意見として申し上げたところですけども、まだその段階には確かにないかもしれない。A棟、B棟を国の責任においてきちんと整備してほしいということを今言う段階だろうと思いますが、その段階を越えたところで、もうちょっと先の段階では私は、そういう国に対してアイデア、県としての有効活用策としてはこういうことも考えられるがどうかというような提案を積極的にやっていくべきだと思いますので、その点をお願いしておきます。以上です。

○前川収委員 違う意見ですが、これはあくまで意見です。確かに、ある段階を過ぎたと



ころから、大西先生のおっしゃった部分というのは必要になるかもしれませんが、それは新幹線の開業に間に合わせるというさっきの話があって、B棟まで一緒に早くやろう、早くやってほしいというのが前提であれば、恐らく執行部が今おっしゃったような話を九州全体でまとめていくとか、もしくは各省庁に御理解をいただくという部分については、スケジュールとしては到底間に合わないとは思います。ですから、今この時点、この時点において整理すべき部分というのは、A棟、B棟もこれまでの経緯も含めて必要だということを明確に国に言うこと、そして、そのためには、さっき言った出先機関の廃止という部分については熊本県の考え方というものをまとめておく必要があるということは今この時点において言わないと、先はこう考えていますけれども後はどう考えていますと言いながら要望したって何もインパクトがなくなってしまうと思いますので、今この時点における議論としては、ぜひその整理をしていただいて、そして我々にとってはこれまでの経緯それから新幹線そして熊本城、そういった大きく関連するいろんな問題が含まれている状況の中からは、A棟、B棟が従前どおり必要だという主張をするということをしていかないと、ちょっとこの時期にそれが次の議論に展開していくという議論ではまだないのかなというふうに私は思っております。これは意見です。

○大西一史委員 前川先生の話は、確かに私もそう思って、ただその上で、そういうことを見据えて県庁内ではきちっと検討しておかなければいけないという意味でのあれです。だから今ここですぐ国に意見書を出して、福岡から持ってこいとかなんかということをしる言えということではないです。十分な検討をした上で当然その次の段階でそういうことも考えながら、シミュレーションしながらやってほ

しいということですので、今の時点は一緒です。でないと困るでしょう。

○井手順雄委員長 ほかの項目について、質問は何かございませんか。

○大西一史委員 国の義務付け、枠付けの見直しについての議論なんですけど、私は9月の委員会のときに、政権が変わってそして地方分権のいろいろな影響ということに関して県庁内で議論を、シミュレーションをいろいろとした方がいいという意見を申し上げたところなんですけど、例えば佐賀県あたりは、御承知だと思いますが、義務付け、枠付けの県に対するその影響ですね、例えば892項目のうち自治体施設の設置、管理基準を対象にした142項目についての廃止か条例委任というものを今要請している中で、それを佐賀県独自でシミュレーションした結果、30本ぐらいの条例を新設する必要があるというようなことで、いろんなシミュレーションをされておるようです。こういったことというのは、県ではやっているんでしょうか。

○神谷企画調整課長 義務付け、枠付けにつきましては、今委員が御指摘のような成果物として出せるようなところまではいってございませんけれども、当然その条例を変えたりとか基準を委任されれば条例に組まなければいけないということは、当然各部局に周知徹底してございます。

それで、今考えてございますのは、計画が間もなくできる予定でございます。892すべてやるという選択肢もあろうかと思っておりますが、まずは計画で盛り込まれたものは確実に法律に反映されますので、その辺は今月中には計画ができると思っておりますので、すぐ動けるような準備を今しているところでございます。

○大西一史委員 その892項目あるうち、やっぱりそれぞれの影響というのがどのくらいあるのかということで、その計画にきちっと県の意見といいますかね……。これは佐賀県が先手を打って独自でやっているんだと思います。それが報道されたんだろうというふうに思いますが、やはり現時点で具体的に佐賀県が出しているのに熊本県は何も出てないというのはどうなんですかね。検討が甘くないですか。

○神谷企画調整課長 具体的な形では取りまとめられていないというのは御指摘のとおりでございますけれども、私どもしっかり義務付け、枠付けの勧告の内容は随時見ておりますので、そこは動きとしては佐賀県に劣らずにできると思っております。

○大西一史委員 そうですか。では、どのくらいの条例を変える必要があるというふうに今お考えですか。

○神谷企画調整課長 そこは全庁的に取りまとめおらずに、そこは甘いところだというのは十分認識してございますので、そこは…。

○大西一史委員 これ以上いじめるとよくないと思いますが、甘いと思いますよ。だから、国の動きがどんどん行っていく中で、やっぱり本当に熊本県のそういう、先ほども前川委員の御指摘のとおり、やっぱり熊本県にとってメリットのある分権とそれからデメリットになりかねない分権とが、やっぱり必ず起こってくるわけですね。ただ、その両方も、それは今市町村合併の中で県の権限を、それは市町村にとっていいものも、それから市町村にとっては非常に負担を強いるものも含めて今分権をしようということで、権限移譲しようということで進めているわけですか

ら、そういう意味ではその辺の整理というのが、きちっとやっぱり、今の時点で9月に言ってもう3カ月もたっていて、やっぱりはっきりそうやって条例の項目数、本数すら言えないというのは、やはり甘いとしか言いようがないというふうに私は思いますので、その点についてはもう少し—これ以上は言いませんけれども—庁内でしっかり体制をとって、そして年内にきちんとしたそういった県民にわかるようなものを出していただきたいというふうにお願いしておきます。以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○佐藤雅司副委員長 ここに7ページ、8ページからずっと、鳩山総理のあいさつで、地域主権国家をつくるという言葉がずっとあって、「一丁目一番地」だという話なんですけれども、何となく明治以来の中央集権体制ということで、その対比として地域主権というのは概念としてはわかるわけですが、どうでしょうか、この地域主権という言葉についてどのように……。成熟した言葉だろうかというふうに私はいつも疑問に思っているわけですが、局長、何かその辺についてちょっとお尋ねしておきたいと思っておりますけれども。

○安倍総合政策局長 民主党の今回の総選挙に当たってのマニフェストの中に、「地域主権」という言葉が出てまいりました。それまで分権推進委員会の方で出ておりましたのは、「地方政府」というような表現はございました。地方政府として、いろんな国のそういう機関を、いわゆる道州制を見込んだところの考え方としてそういう言葉が出てきておったんですけれども、分権推進委員会が言っていたその「地方政府」と、民主党が言っておられる地域主権の中身というのは、今回い

ろいろお話を聞いている限りにおいては、どうも若干違うのかなど。民主党さんのおっしゃっているのは、やはり基礎自治体の充実・拡充というのがポイントとして挙げられています。ですから、国や県のいろいろな権限、機能が縮小されていく。その中で課題として、そういういろんな広域調整機能とかそういうものについてどうするかという視点がまだないように受けとめておりますけれども、確かに理想としての言葉としての「地域主権」というのはわかりますけれども、我々の方からすると、やっぱり分権推進委員会から提案されておった地方政府、地方でできることは地方でできるだけやっていくような、その中で都道府県を見直していこうという発想があったものと考えております。

○佐藤雅司副委員長 どうもね、「地域主権」という言葉は法制度の中にもないし、これは一国一致の主権しかありません。地方に主権があるなんていうことは、アメリカだって1つのものしかないわけですから、絶対ないと思うんですね。ただ、やっぱり概念として国民受けしやすいような言葉を、いかにも地方に全部、税源、権限全部やって、地域で全部完結するんだというような印象を与えておるような気がいたします。やっぱり国の主権というのは1つであって、全国一律、例えば外交でも防衛でもそれから教育の基本であるとか農業施策の基本であるとか、やっぱり1つのものがきちんとして地方というものが地域というものがあるというふうに私どもはずうっと思ってきているわけですが、本本当に地域主権をやるといふならば相当の、これは憲法改正からしなければならぬと私は思っているわけですが、その辺のところは局長は何かありませんか。これまでずっと行政をやられてきて、「地域主権」という言葉が何か踊っているような気がしますが、それでもね。

○安倍総合政策局長 確かに先般、これは首相補佐官の東京における、東京事務所長が出席した会議があったんですけども、その中で補佐官が述べられておる「地域主権」というのは、地域みずからが責任を持って行動していくこと、これまで「分権」という言葉を使ってきたが、それには分け与えるという感じがあって、国と地方の縄張りの問題だととらえられていた。それで、あえて「地域主権」という言葉を使ったということで、学問的意味ではないというような言い方をされておりました。

副委員長が言われるように、「地域主権」という言葉そのものについて、まだまだ国民の中で十分に理解されていないと思います。その辺を今後、新政権においてこの「地域主権」の考え方というものが、きちんとしたものが打ち出されていくだろうというふうに、私は理解しております。

○佐藤雅司副委員長 概念としてとらえていけばいいということで、今、法的にあるいは成熟した言葉じゃないということ、ちょっとここで確認させていただきたいと思えます。

○井手順雄委員長 以上で、質問を終了いたします。

次に、新熊本合同庁舎A棟及びB棟の整備について、現時点においては、先ほどもいろいろな意見が出ておりますけれども、出先機関の見直しという議論がある中で、やはり現時点においては熊本城の開発だとか土地取得の経緯だとか、一番大事なのが駅周辺の開発というようなところで、ぜひともA棟、B棟は要るんじゃないか、そういった意味ではぜひとも現実においては整備をしていただきたいということで、意見書案を準備いたしましたので、ただいまより配付させます。

（意見書案の配付）

○井手順雄委員長 皆さん、一読をお願いいたします。

この意見書案につきまして、御意見等がございましたら……。

○鎌田聡委員 先ほどもかなり議論になったわけですが、国の出先の廃止の動きはやっぱり現実化してくると思うんですね。そういった中でA棟、B棟の建設を求めるというだけでは、やっぱり説得力が非常に薄いと思うし難しいんじゃないかなというふうに思いますので、先ほど大西委員からの意見もありましたが、やっぱりA棟についてはこれはほぼでき上がっておりますので着実な整備を求めるといいんじゃないかなと思います。

ですから、そこの最後の方のくだりを、国の責任において、あの合同庁舎移転用地の有効活用策をつくっていただくように、そこを求めるといように修正をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

○前川収委員 確かに御意見はわかりますけれども、B棟ができないと桜の馬場の熊本城の計画に影響が出る。要するに、あそこにある合同庁舎が行き先がなくなってしまうという可能性がこの時点においてはあるわけですから、今おっしゃったことがわからないわけではないですけれども、この時点、やっぱり時系列的なときに、今この時点において我々が県議会として――県議会としてですよ、執行部の方はわかりませんが――

県議会として国に求めるという前提から言えば、この案文で、要はB棟はつくらなくても何かほかの方法を考えてよかですよというようなニュアンスを今のところは出さないで、その上でこのままぽっとう出しておいの方がいいんじゃないかと私は思います。

次のステップはくるのか――こない方がいいんですけども――くるのかもしれないと思いますけれども、次のステップがきたときにその時点でやっぱり考えるという形で、今はやっぱり求めるという形の方がいいんじゃないかなと思います。

○西聖一委員 今の件ですけれども、「さらに」のところで「影響を及ぼすことも懸念される」とありますけれども、B棟ができなければこういう事態になるんですか。それを執行部に聞きたい。

○小林地域政策課長 現在、桜の馬場地区には、A棟に入る以外にもB棟に入る予定の機関といたしましては国税局、西税務署、国税不服審判所、行政評価事務所等ございまして、最終的な分権改革の形がどのように落ちつくかというところはあるんですが、再開発に影響を与える可能性は全く否定できないと考えております。

○西聖一委員 B棟が入る予定ですが、何年後にはそこは全部なくなるという条件なのか、B棟ができて初めて移るという条件なのかですよね。B棟がなくても、移ることは可能じゃないのかという話ですよ。例えば熊本市から言わせれば、開発計画があったらもう2年後は全部更になるんじゃないかと思うんですね。

○井手順雄委員長 基本的には、熊本城の下にある合同庁舎がどかないと、要は開発ができないということでしょう。

○小林地域政策課長 現在、二の丸にあるところは築が昭和30年代で耐震性にも問題があるところがございますので、そういった意味からもここを早期に出ていくという必要がございます。それで、合同庁舎の整備という形で取り組んでまいったという経緯があります。

○井手順雄委員長 それにあわせて、熊本市がそういう再開発の計画を立てたというようなことで認識してよろしいですかね。

○小林地域政策課長 市としても、ここの跡地をどう使うかというのは、今財務局から打診があっている段階でして、どのように使うか、今庁内で検討しているというところで伺っております。

○鎌田聡委員 関連ですが、二の丸には今何名いらっしゃるんですか。

○小林地域政策課長 現在、約1,650名働いているということでございます。

○大西一史委員 今いろいろ質問が出ていましたけれども、これは質疑はさっき打ち切られたけれども、意見書に対してのいろいろな文言については、私は鎌田先生がおっしゃったことも、私もそうだろうなというふうに思うんですが、前川委員がおっしゃったように現時点ですよね、現時点で少なくとも知事も同じように国に対して要望をし、熊本市の方も地元自治体も市長も含めてそういう要望をしているという段階において、私は熊本県議会としても当然、国の責任においてA棟については新幹線開業に間に合うように、そしてB棟についても着実に建設推進をするということですから、あそこを空き地にしておくということはありませんか、現時点で私は思い

ます。だから、それはやはり当然B棟という案がずっとあっているわけですからね、しかも、それはPFIで何も役所だけが入るという話じゃなくて、民間施設も入って有効活用しようということであそこは計画をして、しかも設計までして契約まである程度しているというような状況ですから、そういう意味では現時点では国の出先機関の見直しははっきりしない以上は建設をしてくださいということでの意見書で、私は問題はないというふうに思います。それで次の段階で、ぜひまた委員の皆さん方と一緒に意見書なり何なりを出すタイミングは、ひょっとしたら出てくるときは、またそのとき議論をしましょうということでもいいのではないかという意見を私は申し上げておきます。以上です。

○井手順雄委員長 意見も出尽くしたところでございますので、意見書案として本会議に提出したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 異議ありという意見がございます。それでは、この意見書案を提出することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○井手順雄委員長 挙手多数と認めます。ただいま御賛同いただきましたので、この意見書案を議長に提出したいと思います。

なお、12月17日の本会議において意見書が決議されましたら、提出につきましては正副委員長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 それではそのようにさせ

ていただきます。

次に第4、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 御異議なしと認めます。

その他に入りますが、何かございませんでしょうか。

○前川収委員 九州議長会が主催してつくられました九州沖縄未来創造会議、私と西委員の2人で出てまいりましたが、具体的な内容は事務局にございますから取り寄せていただければ助かりますけれども、ざっと言えば福岡と佐賀が割と積極的だというぐらいで、あとの県は、まあ関心があるかなというぐらいで、積極推進というところまでは至っていないというのが現状の意見でした。

沖縄に至っては、モデルの中にも入っていませんので、分権の話だけで終わっているという前提であります。

ただ特徴的なのは、各県の中で出てきているのは、やはり市町村合併が終わった後で、その検証がちゃんと行われてない、やっぱり市町村合併の検証をきちっとやった上で次の議論に入るべきだというのが、全体的な意見のトーンでありました。以上であります。

○井手順雄委員長 ほかに、その他で何がございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○井手順雄委員長 それでは、以上をもちまして第15回道州制問題等調査特別委員会を閉

会いたします。

午前11時22分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

道州制問題等調査特別委員会委員長